

■議案第104号 第2次四万十町中期財政計画の策定について

【策定の趣旨】

第2次四万十町総合振興計画の策定に伴い、当該計画に位置付けられた基本構想・基本計画並びに各種事業を計画的かつ効果的に推進するとともに、平成29年度以降における本町の財政運営方針を明らかにするため、第2次総合振興計画の策定にあわせて、平成29～33年度までの5ヵ年を前期の計画期間とする「第2次四万十町中期財政計画」を策定するものです。

【計画の位置付け】

これまでも平成19年11月に第1次の計画を策定し、その後、総合振興計画の見直しにあわせて毎年度見直しを行ってきましたが、平成28年度末をもって計画期間が満了となることから、本町における今後の財政運営の姿や課題等を明らかにするとともに、財政運営の健全性を確保しつつ、総合振興計画に位置付けられた各種事業を推進するための財源の裏付けとなる計画です。

〈計画策定の根拠となる条例等〉

- ・四万十町まちづくり基本条例（第19～20条）
- ・四万十町議会基本条例（第11条）
- ・第2次四万十町総合振興計画（案）

【計画期間等】

計画期間：平成29～33年度（前期5ヵ年）

会計単位：普通会計（一般会計＋住宅新築資金等貸付事業特別会計）

【計画の概要】

1. 歳入・歳出の見通し

(1) 全 般

将来の人口推計や現時点で確実に予定されている制度改正等をもとに、町税・地方交付税といった歳入や、標準的な歳出（普通建設事業費等）の見通しとあわせて、将来にわたる「収支見通し」を推計しています。

※歳入・歳出とも、国の予算や県の関連事業といった、予想（予定）し難い突発的な事業を除いた「基本ベース」として推計したものであり、今後の決算（予算）額や決算規模の見通しを示すものではありません。

(2) 歳 入

(ア) 町 税

過去の決算状況や固定資産の評価替えのほか、将来推計人口をもとに推計した結果、人口減や景気の低迷などにより引き続き減少傾向にあります。

(イ) 地方交付税

合併に伴う普通交付税の算定の特例（合併算定替）から一本算定への段階的な縮減による影響のほか、将来推計人口や公債費の状況等をもとに推計した結果、平成 28 年度以降年々減少し、平成 33 年度には段階的縮減が始まる前の平成 27 年度と比較して 8 億円余り減少する見込みであり、財政運営にも大きな影響が見込まれます。

(ウ) 国・県支出金

総合振興計画に位置付けられた各種事業や過去の平均をもとに、予測（予定）し難い突発的な事業を除く「基本ベース」として推計しています。

(エ) 寄附金

ふるさと支援寄附金（ふるさと納税）について、平成 28 年度決算見込と同程度の 12 億円／年で推計しています。

(オ) 繰入金

ふるさと支援寄附金を原資とする「ふるさと支援基金」から、毎年度 9.5 億円※¹を繰り入れるとともに、過疎地域自立促進特別事業基金や施設等整備基金など、各種事業等に必要な基金の繰入れを見込んでいます。

※¹ 返礼品等の経費相当額に、寄付総額から返礼品等の経費相当額を控除した額の 2 分の 1 を加算した額

(カ) 町 債

総合振興計画に位置付けられた各種事業等をもとに個別に推計していますが、新町建設計画に位置付けられた大型事業は概ね完了し、今後は減少する見込みです。

(3) 歳 出

(ア) 人件費

普通会計の職員数を、平成 28 年度の 250 名から平成 33 年度には 5 名減（平成 18 年度の合併初年度から 15 年間で述べ 42 名減）の 245 名とする計画で推計しています。

※普通会計以外の職員人件費は特別会計への繰出金として試算しています。

(イ) 公債費

総合振興計画に位置付けられた各種事業等の借入見込額をもとに推計した結果、平成 25 年度に借り入れた本庁舎建設等の影響により平成 29 年度にピークを迎え、その後は 20 億円前後で推移していく見込みです。

(ウ) 普通建設事業費

平成 31 年度までは、総合振興計画の実施計画案に位置付けられた事業をもとに推計し、平成 32 年度以降については具体的な事業計画が未定であることから、過去 5 年間の平均を目標額として推計しています。

(I) 積立金

ふるさと支援寄附金と同額の 12 億円／年をふるさと支援基金に積み立てるとともに、町債を原資とした基金の積立てを計画的に実施するものとして推計しています。

(4) 収支見通し

単年度における収支過不足額を明らかにするため、前年度からの繰越金を除く「単年度収支」として推計しています。また、単年度の歳入歳出差引額に収支不足が生じた場合であっても、基金繰入金等による収支の調整は行わず、収支不足を示すことにより、収支不足が生じる時期や規模といった将来の収支見通しを明らかにしています。

この結果、平成 33 年度には合併算定替の終了や国勢調査人口の減少等に伴う普通交付税への影響のほか、平成 32 年度で終了予定の過疎地域自立促進特別事業基金の繰入れ等の影響により歳入が減少し、平成 33 年度以降は後期計画も含め収支不足が懸念されます。なお、収支不足については、歳出の削減とあわせて、前年度までの歳入歳出差引額（＝繰越金）及び基金繰入金で対応するものとし、計画上はマイナスで表示しています。

2. 財政指標等

(1) 積立基金残高

毎年度一定額の取崩しを見込んでいますが、これを上回るふるさと支援基金の積み増しにより基金残高は年々増加し、平成 33 年度末には 96.5 億円（平成 28 年度末から 7.6 億円増）を見込んでいます。

(2) 町債残高と実質公債費比率

町債残高は、本庁舎建設等の影響により平成 25 年度末には合併後最大となる 217.7 億円に達していましたが、その後は年々減少し、平成 33 年度末には 167.9 億円（平成 28 年度末から 34 億円減）を見込んでいます。

また、実質公債費比率も平成 20 年度をピークに年々減少し、平成 33 年度には国の基準（早期健全化基準 25.0％・財政再建基準 35.0％）を大きく下回る 5.5％を見込んでいます。

3. 今後の課題等

国においては財政再建に向けた様々な政策や取り組みがなされる一方で、地方では人口減少に歯止めがかからず、地域経済の規模縮小や社会保障費等の負担増加などが大きな課題となっており、本町においても財政運営に大きな影響を及ぼす結果となっています。

特に、人口減少に伴う地方交付税への影響は大きく、平成 32 年度には次回の国勢調査が予定されており、町税や地方交付税といった歳入にも大きな影響が予想されます。また、平成 28 年度には普通交付税の算定の特例、いわゆる合併算定替から一本算定への段階的な縮減が始まっており、合併算定替が終了する平成 33 年度以降は、後期計画も含め収支不足が懸念されるなど、本計画期間は本町にとって歳出面での大胆な見直しや、歳入における自主財源の確保といった、歳入・歳出両面にわたる大きな転換期となります。

合併以降、財政状況は好転してきましたが、今後は合併支援の終了にあわせて、持続的発展が可能な体質への転換期として位置付け、効果的で効率的な行財政運営に向け取り組んでいかなければなりません。

4. その他

(1) 意見公募の結果

四万十町意見公募手続条例第 3 条第 1 項の規定により、意見公募を行った結果、町民の皆様からの意見等はありませんでした。

公募期間： 平成 28 年 11 月 4 日 ～ 11 月 25 日

閲覧方法： ①閲覧所による閲覧、②町ホームページによる閲覧